

様式第1（第5条関係）

かごしま水族館入館料減免申請書

鹿児島市長殿

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 申請年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日     |
| 住 所   | 〇〇〇〇〇〇〇〇        |
| 団 体 名 | 〇〇〇〇〇〇〇〇        |
| 代表者氏名 | 校長／園長等 〇〇〇〇〇〇〇〇 |

次のとおりかごしま水族館の入館料の減免を申請します。

|                       |                                  |             |             |
|-----------------------|----------------------------------|-------------|-------------|
| 利 用 年 月 日             | 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日                |             |             |
| 減 免 申 請 の 理 由         | 1 教育課程に基づく学習活動として利用するため<br>2 その他 |             |             |
| 利<br>用<br>者<br>内<br>訳 | 区 分                              | 減 免 申 請 者 数 | 減 免 対 象 者 数 |
|                       | 引 率 者                            | 〇 人         |             |
|                       | 生 徒                              | 〇 人         |             |
|                       | 年間パスポート所有者                       | 〇 人         |             |
|                       |                                  |             |             |
|                       | 合 計                              | 〇 人         |             |

※引率者は先生が対象となります。

※ 太線の中だけ記入してください。 ※減免対象者数は記入しないで下さい。

次のとおり入館料を減免します。

|     |   |     |   |     |   |
|-----|---|-----|---|-----|---|
| 基準額 | 円 | 減免額 | 円 | 徴収額 | 円 |
|-----|---|-----|---|-----|---|

- ※ この申請書は、事前に FAX（099-223-7692）で送付するか、原本を窓口へ提出するようお願いいたします。
- ※ 保護者の方が一緒に参加される場合、別途入館料が必要です。
- ※ 小中学校、幼稚園、保育園（これらに類する施設）は 20 名未満でも団体料金で入館できます。

様式第 1 （第 5 条関係）

かごしま水族館入館料減免申請書

鹿児島市長殿

|       |          |
|-------|----------|
| 申請年月日 | 令和 年 月 日 |
| 住 所   |          |
| 団 体 名 |          |
| 代表者氏名 |          |

次のとおりかごしま水族館の入館料の減免を申請します。

|                       |     |                                  |             |
|-----------------------|-----|----------------------------------|-------------|
| 利 用 年 月 日             |     | 令和 年 月 日                         |             |
| 減 免 申 請 の 理 由         |     | 1 教育課程に基づく学習活動として利用するため<br>2 その他 |             |
| 利<br>用<br>者<br>内<br>訳 | 区 分 | 減 免 申 請 者 数                      | 減 免 対 象 者 数 |
|                       |     | 人                                |             |
|                       |     |                                  |             |
|                       |     |                                  |             |
|                       | 合 計 | 人                                |             |

※ 太線の中だけ記入してください。

次のとおり入館料を減免します。

|     |   |     |   |     |   |
|-----|---|-----|---|-----|---|
| 基準額 | 円 | 減免額 | 円 | 徴収額 | 円 |
|-----|---|-----|---|-----|---|

## かごしま水族館 入館料減免施設一覧表

### 1. 【個人】 手帳等を窓口で提示

| 手帳等の種別                                                                 | 入館料の減免措置       |
|------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 身体障害者手帳                                                                | 本人の入館料を全額免除    |
| 療育手帳                                                                   |                |
| 精神障害者保健福祉手帳                                                            |                |
| 鹿児島市発行の友愛特別乗車証（友愛パス）又は友愛タクシー券                                          |                |
| 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書、保健手当証書 |                |
| 鹿児島市、熊本市、福岡市、北九州市在住で70歳以上であることを証明する書面（免許証等）                            | 本人のみ5割減額       |
| 身体障害者手帳（1～3級及び65歳以上の4級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、鹿児島市発行の友愛特別乗車証（友愛パス）又は友愛タクシー券 | 付添人1名の入館料を全額免除 |

### 2. 【施設等】 いずれも「減免申請書」（所定様式）を窓口で提出

| 施 設 名                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                | 根拠法令              | 入館料の減免措置                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------|---------------------------------------------|
| 全<br>施<br>設                                                                                                                                                                                                                                                                 | 特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）                                          | 学校教育法             | 入所（通所）者と<br>引率者の入館料を<br>全額免除                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                             | 児童発達支援を行う事業所、放課後等デイサービスを行う事業所                                  | 児童福祉法             |                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                             | 障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設                                    |                   |                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                             | 生活介護を行う事業所、自立訓練を行う事業所、就労移行支援を行う事業所、就労継続支援を行う事業所、施設入所支援を行う施設    | 障害者総合支援法          |                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                             | 心身障害児総合通園センター                                                  | 心身障害児総合通園センター実施要綱 |                                             |
| 鹿<br>児<br>島<br>市、<br>熊<br>本<br>市、<br>福<br>岡<br>市、<br>北<br>九<br>州<br>市<br>内<br>の<br>施<br>設                                                                                                                                                                                   | 幼稚園及びこれに類する施設、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に限る。）                 | 学校教育法             | 入所（通所）者の<br>入館料を 5 割減額、<br>引率者の入館料を<br>全額免除 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                             | 保育所その他保育施設、母子生活支援施設（母子寮）、児童養護施設、児童自立支援施設（教護院）、児童館、児童クラブ        | 児童福祉法             |                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                             | 救護施設、更生施設、授産施設                                                 | 生活保護法             |                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                             | 女性自立支援施設                                                       | 女性支援新法            |                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                             | 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（A 型、B 型、ケアハウス） | 老人福祉法             |                                             |
| 市<br>外                                                                                                                                                                                                                                                                      | 保育所その他保育施設、幼稚園及びこれに類する施設、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に限る。）      | 児童福祉法、<br>学校教育法   | 児童の入館料を<br>2 割減額（団体料金）、<br>引率者の入館料を<br>全額免除 |
| 大学、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、高等専門学校、義務教育学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む）、小学校、幼稚園及びこれに類する施設、保育所その他の類する施設、母子生活支援施設（母子寮）、児童養護施設、児童自立支援施設（教護院）、児童館、児童クラブ、救護施設、更生施設、授産施設、女性自立支援施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（A 型、B 型、ケアハウス）、老人保健施設、介護保険法に規定する通所サービスを行う施設（通所介護、通所リハビリテーション） |                                                                |                   | 引率者の入館料を<br>全額免除                            |

# 先生方へ 水族館からのお願い

## 1. フラッシュ撮影禁止の場所が3ヶ所あります

該当する水槽前に看板が設置してあります。

・ 2 F 黒潮大水槽 ・ 4 F アオリイカ水槽 ・ 1 F アザラシ水槽

(フラッシュの光に魚が驚いて、水槽の壁に激突したりすることがあり、魚にとって大変危険です。)

## 2. タッチプール 『抵抗できない生きものに思いやりを!』

タッチプールにいるナマコやヒトデたちは水中で呼吸しています。

できるだけ水の中で観察してください。「ちょっとくらい平気だろう」と握りしめたり、つまみ上げたりすると、生きものに大きなダメージを与えてしまいます。

## 3. エレベーターは使用しないでください、エスカレーターをご利用ください

エレベーターは車椅子・ベビーカーの方の優先利用となっています。

## 4. 水族館内での飲食禁止・荷物での席とり禁止など

水族館内は飲食禁止となっています。例外として2 Fのレストラン、4 Fの展望ホール（ジュース・アイスクリーム類のみ）での飲食が可能です。

また、イルカスタンドなどに荷物を置いて席を確保することは、他のお客様のご迷惑となりますのでご遠慮ください。

## 5. 館内から外に出ないでください

再入館は原則としてできません。

昼食などのために館外へ出られる場合は、再入館の手続が必要です。お手数ですが、代表者の方が1 F総合案内所で手続きをおこなってください。

## 6. ショップでのお買い物はお早めをお願いします

集合時間の前など一時的にレジが混雑し、お待たせしてしまうことがあります。  
時間に余裕をもってご利用いただきますようご協力お願いいたします。

## 7. 非常ドアの前には、荷物を置かないでください

イルカ館通路のガラス壁等にある非常ドア部分に荷物を置かないでください。消防法に抵触します。

※ これまで観覧通路で走り回ったり、エスカレーターで逆走したり飛び跳ねたりして  
緊急停止させるなどの事例があります。

他のお客様に迷惑をかけないよう、再度、園児・生徒へのご指導をよろしくお願いします。